

教員評価結果に基づく学長表彰制度について

宇都宮大学教員評価指針及び宇都宮大学教員評価実施要領に基づき行う教員評価の結果、優秀と認められる者に対し、次により学長表彰を行う。

1. 学長表彰

➤ 毎年度行う教員評価結果において優秀と認められる者を、次の区分毎に表彰する。

1) 「研究」区分

- ・選出方法：学部毎の「研究」領域における評価基礎点の上位者
- ・対象人数：各学部の評価対象者数の4%程度

2) 「総合」区分

- ・選出方法：職位別に「教育」「組織運営」「社会貢献」3領域の評価基礎点合計の上位者
- ・対象人数：全学で10名：職位別の人数は、評価対象者数で按分

➤ 表彰対象者からは次の者を除く

1) 役職者等

- ・評価年度において、次の役職等に就いていた者
学部長、副学部長、副学長、学長特別補佐、評議員、全学施設長、卓越教員

2) その他

- ・学長が評価対象者として不適当と認めた者

➤ 学長表彰対象者には、学長名による表彰状を授与して賞揚する。

2. 学長特別表彰

➤ 一定回数通算で学長表彰を受賞した者に対し、学長特別表彰を行う。

➤ 学長特別表彰の対象となる通算受賞回数は、制度開始時の令和5年度は5回とし最終的には3回とする。なお、これまでに数回受賞している者については、次により経過措置を適用する。

令和4年度までの学長表彰回数	学長特別表彰の対象となる学長表彰回数（通算）
4回	5回
3回	5回
2回	4回
1回	3回

➤ 学長特別表彰対象者には、学長名の表彰状と副賞を授与して賞揚する。

➤ 学長特別表彰受賞者は、受賞の翌年度から3年間、受賞者として認定し、その間、毎年度の学長表彰の非対象者とする。ただし、職位が変更となった時はその年から（年度途中で変更となった時はその翌年から）表彰対象者とする。

➤ 学長特別表彰者として認定されている期間中は、毎年度の学長表彰対象者決定時の会議資料等において、特別表彰受賞者である旨を明示する。また、本学ホームページにおいて、学長特別表彰制度の概要と受賞者の氏名を公表する。